

令和4年厚木市農業委員会7月定例総会議事録

日 時 令和4年7月25日 月曜日 午後1時30分から午後2時35分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 堀 池 春 夫 (議長)

農業委員

1番 大 矢 和 人 2番 松 野 勝

3番 内 海 則 行 4番 新 藤 悦 子

5番 小 澤 隆 6番 梅 澤 清 子

7番 難 波 博 文 8番 井 上 謙 治

9番 山 川 宏 司 10番 松 前 進

11番 三 橋 澄 夫 12番 早 川 暁 (会長職務代理者)

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長 都市農業支援担当主幹
農地管理係主事

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告16件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告12件)
- 3 農地法第18条第6項の規定による通知について (報告1件)
- 4 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告5件)
- 5 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について (6件)
- 6 議案第31号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の設定について
- 7 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について (6件)
- 8 議案第33号 農用地利用集積計画の決定について (14件)
- 9 議案第34号 農地利用最適化推進委員候補者の選考について

<議長>

ただいまの出席委員は13人で定足数に達しております。
これより、令和4年厚木市農業委員会7月定例総会を開会いたします。
議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、3番の内海則行委員、4番の新藤悦子委員にお願いいたします。
本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。
日程に入ります。
日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。
今回報告する対象は、6月11日から7月11日までに受け付けしたもので、それぞれ届出内容を精査いたしましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付いたしましたものでございます。
それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。
法第4条につきましては、合計で8件、11筆、面積は4,587.00平方メートルでございます。
法第5条につきましては、合計で8件、12筆、面積は2,563.97平方メートルでございます。
法第4条及び第5条の総計は、16件、23筆、面積は7,150.97平方メートルでございます。
届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。
以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。
日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。
相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、6月11日から7月11日までに受け付け

したものでございます。それぞれ届出内容を審査いたしましたところ、適法と認められましたことから、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は9人、農地の所有権を取得された相続人は12人、筆数は延べ54筆、面積は延べ32,074.42平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法第18条第6項の規定による通知」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました、「農地法第18条第6項の規定による通知」について御報告いたします。

土地の所在地につきましては、中荻野字本郷下1筆、地目は田、面積は872平方メートルです。

貸人は、中荻野にお住まいのAさん、借人は、中荻野にお住まいのBさんでございます。

貸人の都合により、令和4年6月27日に合意解約されたものでございます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<農地管理係長>

ただいま議題となりました、「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。

御報告する案件は5件です。

初めに1番でございます。

証明願提出者は、長谷にお住まいのCさん、対象地は長谷字根下1筆、登記地目は田、面積は914平方メートルです。

当該土地は、昭和51年頃までは畑として耕作されていましたが、その後、近隣住民及び事業者らの駐車場として貸してほしい旨の要望を受け、転圧・整地の上貸し出され、現在に至っているもので、平成25年度固定資産評価証明書で宅地課税されていることが確認できております。

これらの経過を踏まえ、6月27日に早川職務代理者及び新藤委員に資料による確認を依頼したところ、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないとの判断をいただいたため、農地法の適用を受けない土地に係る運用指針第2の要件を満たすことから、7月1日付けで非農地証明を交付したものでございます。

続いて2番でございます。

証明願提出者は、関口にお住まいのDさん、対象地は三田字下川原1筆、登記地目は畑、面積は11平方メートルです。

当該土地は、平成26年6月、北側隣接の同1筆とともに、Dさんが競売により畑として取得したものです。昭和55年頃、厚木市三田東部土地改良区がその完成を祝い、完成記念碑が建立された土地となっております。

競売執行の際、横浜地方裁判所小田原支部からの農地性の有無の照会に対し、北側農地が転用許可を得ずに資材置場として利用されていたことから、2筆とも現況は非農地であるものの、原状回復命令のある農地である旨の回答した経過がございます。

北側土地につきましては、農地への復元がなされ、先月、農地法第4条の規定に基づく農業用倉庫への転用案件として御審議いただき、6月17日付けで転用許可がなされております。

本案件の対象地は、位置、形状、面積等から見て、農地として利用することが困難であり、さらに、土地改良区が建立した記念碑が存在することから、転用区域にも取り込むことができないため、転用に関する相談に併せ、事前に相談があったため、5月20日、小澤委員立会いのもと現地調査を行ったところ、農地に該当しないとの判断をいただいたため、1番同様非農地の要件を満たすため、6月22日付けで非農地証明を交付したものでございます。

続いて3番でございます。

証明願提出者は、愛甲東3丁目にお住まいのEさん、対象地は愛甲東3丁目1筆、登記地目は田、面積は62平方メートルです。

当該土地につきましては、昭和47年頃までは畑として耕作されていましたが、その後、隣接する自宅敷地の一部として利用され、現在に至っているもので、宅地課税されていることが確認できております。

これらの経過を踏まえ、6月24日、早川職務代理者及び新藤委員立会いのもと現地調査を行ったところ、農地に該当しないという判断をいただいたことから、前2案件同様非農地の要件を満たすため、6月27日付けで非農地証明を交付したものでございます。

続いて4番でございます。

証明願提出者は、七沢にお住まいのFさん、対象地は七沢字日向川1筆、登記地目は畑、面積は185平方メートルです。

当該土地は、昭和62年頃に農業用倉庫が建築され、現在に至っているもので、平成24年撮影の航空写真で農業用倉庫施設用地として利用されていることが確認できております。

証明願提出に先立ち、事前に相談があったため、これらの経過を踏まえ、5月18日、三橋委員立会いのもと現地調査を行ったところ、農地に該当しないという判断をいただいたことから、前3案件非農地の要件を満たすため、6月22日付けで非農地証明を交付したものでございます。

最後に5番でございます。

証明願提出者は、鳶尾5丁目にお住まいのGさん、対象地は上荻野字檜谷1筆、登記地目は畑、面積は315平方メートルです。

当該土地は、平成20年頃には、隣接する山林の育成に伴い日照が悪くなり、原野化し、以降耕作されず、現在に至っているもので、平成24年度撮影の航空写真で原野化していることが確認できております。

証明願提出に先立ち、相談があったため、これらの経過を踏まえ、6月23日、難波委員立会いのもと現地調査を行ったところ、農地に該当しないという判断をいただいたことから、前4案件同様非農地の要件を満たすため、7月4日付けで非農地証明を交付したものでございます。

以上でございます。

<議長>

事務局の報告が終わりました。現地を確認された委員から補足説明がありましたらお願いします。

[補足説明なし]

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

次に、日程5、議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は6件でございます。

初めに1番でございます。

対象となる農地は、七沢字上谷1筆、登記地目は畑、面積は9.28平方メートルでございます。

渡人はHさん、受人は七沢にお住まいのIさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン等。

労働力につきましては、本人及び妻の2人です。

続いて2番でございます。

対象となる農地は、戸田字立葎1筆、登記地目は田、面積は114平方メートルでございます。

渡人は戸田にお住まいのJさん、受人は戸田にお住まいのKさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン等。

労働力につきましては、本人、配偶者及び子の3人です。

続いて3番でございます。

対象となる農地は、三田字蟹淵1筆、登記地目は田、面積は180平方メートルでございます。

渡人は三田2丁目にお住まいのLさん、受人は三田にお住まいのMさんです。

農業経営安定のための贈与による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン等。

労働力につきましては、本人1人です。

続いて4番でございます。

対象となる農地は、飯山字橋場1筆、登記地目は畑、面積は932平方メートルでございます。

渡人は下荻野にお住まいのNさん外1人、受人は宮の里2丁目にお住まいのOさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン。

労働力につきましては、本人及び母の2人です。

続いて5番でございます。

対象となる農地は、飯山字上川原1筆、登記地目は田、面積は633平方メートルでございます。

渡人は下荻野にお住まいのNさん、受人は宮の里2丁目にお住まいのOさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン。

労働力につきましては、本人及び母の2人です。

最後に6番でございます。

対象となる農地は、飯山字飯盛山1筆及び同字橋場2筆、登記地目はすべて畑、合計面積は772平方メートルでございます。

渡人は飯山にお住まいのPさん、受人は宮の里2丁目にお住まいのOさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、果樹、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン。

労働力につきましては、本人及び母の2人です。

なお、1番から6番のすべてにおいて、農地法に規定する農作業常時従事要件及び下限面積の基準は満たしております。

農地法第3条の規定による許可申請の説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程5、議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 全員挙手〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程5、議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

次に、日程6、議案第31号「農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の設定」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

〈専任主幹〉

ただいま議題となりました、議案第31号「農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の設定」について、御説明申し上げます。

初めに、「別段の面積」について、御説明申し上げます。

耕作目的で農地の所有権移転や賃借権等の設定を行う場合は、農地法第3条の規定に基づく許可が必要となっております。

権利を取得しようとする場合、要件として、下限面積規定があります。北海道を除く都府県では、50アールと規定されており、権利取得後の経営面積が、下限面積に達しない場合は、許可を受けることができません。

しかしながら、農業委員会が50アールの範囲内で「別段の面積」を定めたときは、その「別段の面積」を「下限面積」とすることができると規定されており、面積の設定又は修正の必要性について毎年、審議をしなければならないこととなっておりますので、本日、御提案申し上げ、御審議いただくものです。

現在、厚木市では設定区域を市全域とし、別段の面積を25アールとすることを公示し、適用しております。

別段の面積を定める基準は、農地法施行規則第17条第1項第1号に規定する設定区域につきまして、「自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域であること」と規定されております。

市内全域の営農条件はおおむね同一と認められることから、設定区域はこれまで同様、引き続き「市全域」としようとするものです。

次に、別段の面積については、同規則第17条第1項第3号で、「農業委員会が定めようとする別段の面積は、設定区域内においてその定めようとする面積未満の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の数が、当該設定区域内において、その者の総数のおおむね100分の40を下らないように算定されるものであること」と規定されております。

本年7月現在の農地基本台帳に基づき集計した結果、経営規模別農家戸数の割合で、25アール未満の合計が42パーセントとなることから、農地を耕作している農家の全体割合で、農地法施行規則で規定されている100分の40を下らない状況になります。

このことから、現在定めている別段の面積25アールにつきましても、このまま変更しないこととしようとするものです。

農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の設定についての説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第31号「農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の設定」については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程6、議案第31号「農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の設定」については、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程7、議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました、議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は6件でございます。

初めに1番でございます。

対象となる農地は、及川字的場1筆の一部、地目は畑、面積は374平方メートルの内297.76平方メートルです。

借人は中町4丁目のQ株式会社、代表取締役Rさん、貸人は及川にお住まいのSさんです。

本申請は、賃借権設定による資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、睦合西地区市民センターから500メートル以内の第2種農地です。

借人は、土木建設業を営む法人で、これまでは工事現場ごとに資材を仕入れていましたが、資材価格が不安定なことから、自社で資材を確保するため、事業所から近く、交通の便が良い申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側は道路、西側及び南側は畑、北側は宅地に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を東側に設け、敷地内を転圧・整地の上、砂利敷し、鉄筋やブロックの置場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置について、出入口以外にコンクリートブロック2段積を新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断

されます。

続いて2番でございます。

対象となる農地は、三田南三丁目1筆、地目は畑、面積は203平方メートルです。

借人は下荻野にお住まいのTさん、貸人は三田南3丁目にお住まいのUさんです。

本申請は、使用貸借権設定による分家住宅建設のための転用許可申請です。

農地区分は、市街化区域から500メートル以内かつ周辺農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地です。

借人は実家の農業を手伝うため、実家や耕作地から近い申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側及び北側は道路、西側及び南側は畑に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を東側に設け、敷地内を転圧・整地の上、分家住宅を建設しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置について、出入口以外にコンクリートブロック2段積を新設若しくは既存鉄筋コンクリート土留を利用する計画となっております。

敷地内の雨水につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理、汚水につきましては、浄化槽にて処理し、オーバーフロー分が道路側溝へ接続する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請は開発規模が500平方メートル以下ですが、開発許可が必要なため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続済みとなっております。

続いて3番でございます。

対象となる農地は、中依知字櫻樹1筆、地目は畑、面積は452平方メートルです。

受人は横浜市金沢区長浜2丁目にお住まいのVさん、渡人は山際にお住まいのWさんです。

所有権移転による資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、首都圏中央連絡自動車道厚木インターチェンジの出入口から300メートル以内の第3種農地です。

受人は、横浜市金沢区で個人事業主として足場建設業を行っていますが、主な取引先が厚木市であることから、拠点を厚木市に移すため、取引先から近い申請地を選定し、今回申請されました。

申請地の東側及び北側は畑、西側は道路、南側は車両置場及び道路に接しております。

なお、西側の市道幅員は約1.8メートルですが、市道を挟んだ対面地所有者から通行同意を得ており、市道面積を合わせると通路幅は約4.5メートルとなります。

土地利用計画図によりますと、出入口を西側に設け、敷地内を転圧・整地し、砕石敷の上、単管や足場板などの置場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置について、東側及び北側に高さ1メートルの単管及び高さ50センチメートルのスチール足場板を新設、南側は既存単管及びスチール足場板を利用する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

続いて4番でございます。

対象となる農地は、上荻野字上ノ原1筆の一部、地目は畑、面積は616平方メートルの内495平方メートルです。

受人は相模原市緑区城山4丁目の株式会社X、代表取締役Yさん、渡人は上荻野にお住まいのZさんです。

本申請は、賃借権設定による駐車場及び車両置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

受人は、これまで個人事業主として中古車販売業を行ってきましたが、法人化し、業務を拡大するため、住宅地に接しておらず、交通の便がよい申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側、南側及び北側は畑、西側は道路及び畑に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を西側に幅約6メートルコンクリート舗装にて設け、従業員用の駐車場2台分及び中古車両9台分の置場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置について、出入口以外に高さ50センチメートルの単管パイプ及び高さ40センチメートルの鋼板を新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

続いて5番でございます。

対象となる農地は、及川字小山1筆の一部、地目は畑、面積は412平方メートルの内284.96平方メートルです。

借人は恩名3丁目にお住まいのaさん、貸人は及川にお住まいのbさんです。

本申請は、使用貸借権設定による分家住宅建設のための転用許可申請です。

農地区分は、市街化区域から500メートル以内かつ周辺農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地です。

借人は高齢となった両親の介護のため、実家から近い申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側は宅地及び畑、西側は道路、南側及び北側は宅地に接しております。

土地利用計画図によりますと、東側市道を中心から2.5メートルセットバックの上、出入口を設け、敷地内を転圧・整地の上、分家住宅を建設しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置について、出入口以外にコンクリートブロック3段積を新設若しくは既存コンクリートブロックを利用する計画となっております。

敷地内の雨水につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理、汚水につきましては、合併浄化槽にて敷地内処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請は開発規模が500平方メートル以下ですが、開発許可が必要なため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在、手続中となっております。

最後に6番でございます。

対象となる農地は、三田字上川原2筆、地目はすべて田、合計面積は209.67平方メートルです。

借人はc共同事業体代表構成員、株式会社d、所長eさん、貸人は三田にお住まいのfさんです。

本申請は、賃借権設定による一時架設作業場設置のための転用許可申請です。

一時転用期間は令和4年8月20日から令和5年3月31日までの約7箇月間です。

農地区分は、睦合北地区市民センターから300メートル以内の第3種農地です。

借人は主要地方道藤沢座間厚木新設橋梁工事のため株式会社g、h株式会社及び有限会社iが共同連帯して営むことを目的とした法人で、県道42号の橋を新設するため、架設用クレーンが設置しやすい申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側は県有地、西側は駐車場、南側は県道42号藤沢座間厚木建設予定地、北側は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、敷地内を約1メートル掘削し、土木シートをかぶせ、砕石を敷き詰めた上、鉄板で覆い、架設用クレーンを設置しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置については、申請地周辺に土嚢を設置する計画となっております。

なお、農地への復旧作業は、貸人立ち合いのもと行われる計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<難波委員>

4番について、現地を見た時には、農地といえる状況とはいえなかった。

また、間地ブロックが一部壊されている。転用許可申請時点の状況など、これらの経過が知りたい。

<農地管理係主事>

農地法の手続きをせずに、間地ブロックを壊し始めるなど、工事着工していたため、工事をやめさせて是正指導しました。

指導により、一度農地として復元させましたが、難波委員が現地確認された時には、大雨の影響で復元時に上にかぶせて覆ったやわらかい土が一部流出してしまい、一時的に荒れた様子になってしまったものと考えられます。なお、再度速やかに復元するよう指導しております。

また、県の確認も含め、農地として復元されたことが確認できた時点で、転用許可申請を受理しております。

<難波委員>

一部を農地として残しているのは、なぜか。

<農地管理係主事>

地権者の意向で、露地野菜を栽培したいとのことであり、一部は農地として残すことになってお

ります。

〈難波委員〉

現状、農地として残す部分は、それ以外の転用する区域と同様の状態になってしまっている。

元々当該土地は、農地として適正利用された良好な畑であったとの三平推進委員の話もあり、今後、農地として残す部分について、適正に管理してもらいたい。

〈農地管理係主事〉

分かりました。指導してまいります。

〈堀池会長〉

農地として残る部分の面積はどのくらいなのか。

〈農地管理係主事〉

130平方メートル程度となっております。

〈堀池会長〉

分かりました。

難波委員よろしいですか。

〈難波委員〉

はい。

〈松前委員〉

2番及び5番に係る土地について、厚木秦野道路の計画用地にあたらないか。収用移転の対象区域にはあたらないか。

〈農地管理係主事〉

2番及び5番はともに、転用目的は分家住宅になりますが、都市計画道路の計画区域にはあたっておらず、収用移転の対象地にもあたりません。

〈松前委員〉

分かりました。

〈議長〉

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

〈議長〉

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 7、議案第32号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 7、議案第32号「農地法第 5 条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

続きまして、日程 8、議案第33号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました、議案第33号「農用地利用集積計画の決定」について、御説明申し上げます。

1 番から14番までの合計集積面積は、22,047平方メートルでございます。

権利の種類別では、使用貸借権が13件、23筆、20,912平方メートル、賃借権が 1 件、3 筆、1,135 平方メートルです。

地目別では、田が 6 件、9 筆、7,541平方メートル、畑が 8 件、17筆、14,506平方メートルです。

利用目的別では、水稻が 4 件、普通畑、野菜、畑が10件です。

契約期間別では、3 年間で11件、6 年間で 2 件、9 年間で 1 件、新規設定は 3 件、更新設定は11 件でございます。

なお、1 番から14番について、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第 3 項に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<松前委員>

13番について、「農地法第18条第 6 項の規定による通知」で報告があった案件と、対象地及び貸人が同様だが、経緯を説明してもらいたい。

<都市農業支援担当主幹>

中荻野本郷下 1 筆については、「農地法第18条第 6 項の規定による通知」についての報告のとおり、貸人で中荻野にお住まいの A さんと借人で中荻野にお住まいの B さんとの間に小作権が設定されておりましたので、そちらを解約し、13番のとおり、A さんを貸人、中荻野にお住まいの j さんを借人として利用権設定をしたものでございます。

<松前委員>

分かりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 8、議案第33号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 8、議案第33号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり決定されました。

続きまして、日程 9、議案第34号「農地利用最適化推進委員候補者の選考」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました、議案第34号「農地利用最適化推進委員候補者の選考」について、御説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律第 17 条の規定に基づき、新たに農地利用最適化推進委員を委嘱するため、同法第 19 条の規定により、農業者等に候補者の推薦を求めるとともに、募集を行った結果、14 人の方の推薦及び 2 人の方の応募がありました。

去る 7 月 12 日に役員会を開催し、各人の推薦書又は応募申込書をもとに、本市の農業に関する識見、意欲と熱意、農業経営の経歴など 5 項目にわたり、5 段階の評価により、選定を行いました。その結果、全候補者が選定基準に達したことから、議案記載の 16 人について、農地利用最適化推進委員候補者として選定したものでございます。

委員の定数は 14 人でございますので、まず小鮎地区、南毛利地区以外の 5 地区の方を選考していただき、次に候補者人数が 2 人を超えている小鮎地区及び南毛利地区について、2 人の選考をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<難波委員>

定数を超過しているようだが、具体的にそちらはどのように判断し選考するのか、何か参考になるものはないか。

<事務局長>

選考の方法につきまして、小鮎地区及び南毛利地区を除く5地区においては、候補者人数が定数となる各地区2人ずつとなっております。候補者が推進委員としてふさわしいかを御判断いただき、はじめに5地区から10人を選考いただきたいと思います。

次に、小鮎地区及び南毛利地区につきましては、ともに3人ずつ候補者がございますので、委員の皆様の挙手において票数の多い方2人ずつ、4人を選考していただきたいと思います。

選考にあたりましては、7月12日に開催しました役員会での採点を参考にさせていただければと思います。

<難波委員>

分かりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程9、議案第34号「農地利用最適化推進委員候補者の選考」について、小鮎地区及び南毛利地区を除く5地区の候補者10人を選考することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程9、議案第34号「農地利用最適化推進委員候補者の選考」について、小鮎地区及び南毛利地区を除く5地区の候補者10人は選考されました。

続きまして、日程9、議案第34号「農地利用最適化推進委員候補者の選考」について、小鮎地区及び南毛利地区の候補者各3人から2人ずつ、合計4人を選考いただきたいと思いますので、各地区3人のうち2人に挙手をお願いします。

それでは、小鮎地区から選考を行ってまいります。

はじめに、候補者番号7番、kさんを選考される委員の挙手を求めます。

[挙手]

<議長>

次に、候補者番号8番、1さんを選考される委員の挙手を求めます。

[挙手]

<議長>

次に、候補者番号9番、mさんを選考される委員の挙手を求めます。

[挙手]

<議長>

それでは、小鮎地区の票数の結果発表を事務局からお願いします。

<事務局長>

候補者番号7番、kさん、12票。8番、1さん、12票。9番、mさん、0票でした。

<議長>

続いて、南毛利地区の選考を行ってまいります。

はじめに、候補者番号10番、nさんを選考される委員の挙手を求めます。

[挙手]

<議長>

次に、候補者番号11番、oさんを選考される委員の挙手を求めます。

[挙手]

<議長>

次に、候補者番号12番、pさんを選考される委員の挙手を求めます。

[挙手]

<議長>

それでは、南毛利地区の票数の発表を事務局からお願いします。

<事務局長>

候補者番号10番、nさん、12票。11番、oさん、0票。12番、pさん、12票でした。

<議長>

それでは、この結果をもちまして、採決いたします。

日程9、議案第34号「農地利用最適化推進委員候補者の選考」の小鮎地区及び南毛利地区につい

て、小鮎地区からは、候補者番号7番、kさん、8番、lさん。南毛利地区からは、10番、nさん、12番、pさんの4人を選考することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程9、議案第34号「農地利用最適化推進委員候補者の選考」について、小鮎地区及び南毛利地区の候補者から4人が選考され、全7地区から14人が選考されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年厚木市農業委員会7月定例総会を閉会いたします。

令和4年7月25日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
